

資料（ ■ 経営会議 □ 調整会議 ）

開催日：平成 22 年 1 月 21 日（木）

担当課：生活環境保全課

件 名： 大和市手数料条例の一部改正について	
提出理由： 土壤汚染対策法改正の全面施行により汚染土壌処理業の許可制度において、新たに適用される更新許可及び変更許可の申請に関する手数料を徴収するため。	
内 容： 1 . 背 景 ・平成 15 年 2 月に土壤汚染対策法（以下「法」という）が施行され、全国的な土壤汚染対策の仕組みができた。 ・平成 21 年 4 月には、汚染された土壌を不適正に処理したことによる汚染の拡散を防止するため、法が改正された。 ・本市では、法改正により、新たに汚染土壌処理業の許可申請制度が設けられたことに伴い、その施行に合わせ、新規許可申請手数料を徴収できるよう大和市手数料条例を一部改正し、平成 21 年 10 月 23 日から施行した。 ・さらに、平成 22 年 4 月 1 日からは、改正法が全面施行となり、汚染土壌処理業の更新許可及び変更許可に関する規定についても、施行されることとなった。 2 . 改正理由 ・汚染土壌処理業の更新許可及び変更許可申請については、法に基づき政令市が審査手続きを行うこととなっている。	・このため、その手続きに要する費用を、地方自治法第 227 条の規定に基づき、手数料として徴収できるよう、手数料条例を改正する。 3 . 申請に伴う審査項目 汚染土壌処理業の更新許可及び変更許可の申請に関して、以下の項目を審査する。 ○汚染土壌処理施設について ・汚染土壌処理施設の構造、処理能力 ・汚染土壌の処理の方法 ・施設の稼働形態、組織、維持管理の体制・計画等 ○申請者の能力について ・処理を的確に行うことのできる知識及び技能を有すること ・廃止時の措置を講ずることのできる資産を有すること等 4 . 条例改正する内容 ・汚染土壌処理業の更新及び変更許可申請手数料を設定する。 ・手数料：更新許可 23 万円 / 件 変更許可 22 万円 / 件 (県及び県内政令市は同一金額の予定) 法における「政令市」：指定都市、中核市、特例市
経 過 平成 15 年 2 月 土壤汚染対策法の施行 平成 21 年 4 月 土壤汚染対策法一部改正公布（汚染土壌処理業の許可申請の新設） 平成 21 年 5 月～ 県・政令市にて検討会実施 平成 21 年 10 月 汚染土壌処理業の許可に係る大和市手数料条例の一部改正	今後の予定 平成 22 年 3 月 3 月議会上程 平成 22 年 4 月 1 日 改正条例の施行 (法の施行日と同日施行)